

災害に備えて

保存版

麻績村防災要覧

目次

火災発生！そのときあなたは	… 1
地震発生！そのときどうする？	… 2
風水害は気象情報に注意！	… 3
特別警報・警報・注意報	… 4
警戒レベル④で全員避難	… 5
情報の伝達	… 6
洪水に備えよう	… 7
土砂災害を考えよう	… 8
知っておきたい応急手当	… 9
非常時持出品チェックリスト	… 10
日頃の備え	… 11
避難所について	… 12

令和2年6月

※「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」

火災発生！そのときあなたは

火災の原因は、たばこ・ストーブ・コンロ・ライターなど身近なものです。
常に火事を起こさないように用心することが大切です。

火災が起きたら

火災発生！

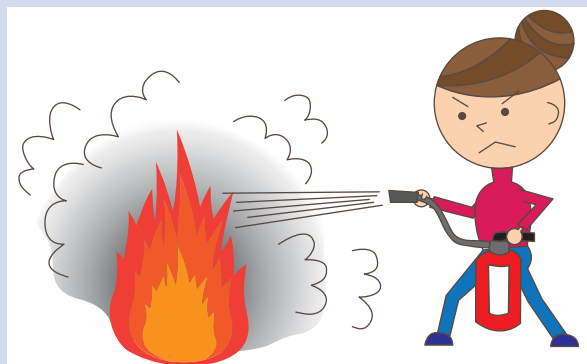
1. 早く知らせる

- 「火事だっ！」と大声を出して、隣近所に助けを求めましょう。動転して声が出ない場合は、なべなどを叩きましょう。
- 小さな火事でも、ただちに119番通報しましょう。慌てずによく確かめてから通報してください。通報するときは正確に住所と名前を伝えましょう。



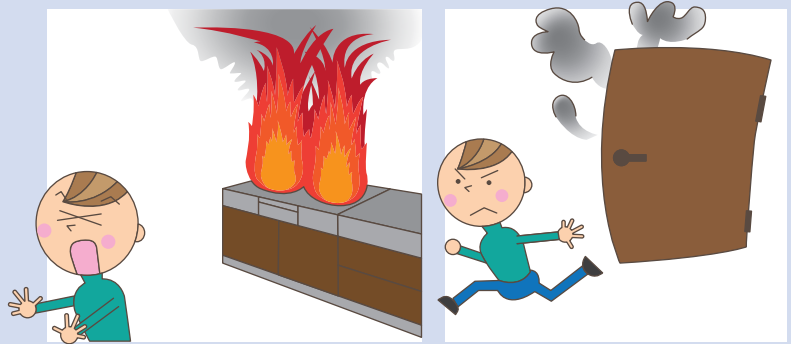
2. 早く消火する

- 出火から3分以内が消火できる限度。落ち着いて素早く行動しましょう。
- 初期消火とは、火が天井面に移る前に消火することです。
- 消火器や水だけでなく、毛布など手近なものもフル活用して消火しましょう。



3. 早く逃げる

- 天井まで燃え広がったら消火は困難。速やかに避難しましょう。
- 避難する時は燃えている部屋のドアや窓を閉めて延焼を防ぎましょう。



安全に避難する4つのポイント

1. 避難するタイミングは、天井まで火が燃え移った時を目安にしましょう。
2. 避難は、お年寄り、子ども、病人、障がいのある方を最優先しましょう。
3. 故障や火の通り道になる危険性のあるエレベーターは使わず、階段を使って逃げましょう。
4. 煙の中を逃げるときは、ぬれタオルで口をおおい、できるだけ姿勢を低くしましょう。



地震発生！そのときどうする？

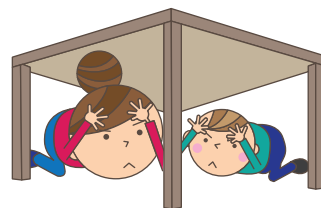
自分や家族の安全を守るためには、地震が発生しても、慌てずに行動できるかがポイントになります。いざというときにパニックにならないように、地震発生から3日間くらいの標準的な行動パターンをしっかりと覚えておきましょう。

地震が起きたら

地震発生！

最初の大きな揺れは1分程度
まず身の安全を守る

家の中で地震が起きたら、家具の転倒や落下物に気をつけて丈夫なテーブルや机の下で身を守りましょう。



2～5分

コンセントや火元を確認し火災発生を防ぐ
避難する際はブレーカーを落す

調理器具や暖房器具など火を使っているときは、揺れがおさまってから、慌てずに火の始末をしましょう。出火した場合は、落ちついて消火器で消火してください。



5～10分

脱出口を確保し、協力して避難

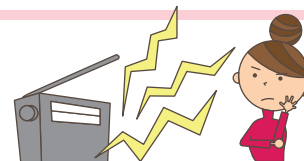
地震の震動で戸が開かなくなることがあります。まず、戸を開けて避難出口を確保しておきましょう。揺れがおさまったら、家族、とくに高齢者、幼児、病人などを保護しながら避難を始めます。



10分～

ラジオなどで正しい情報を集める

うわさやデマなど間違った情報にまどわされないで、テレビやラジオで正しい情報を確かめて行動しましょう。



避難するときは

●地震発生後は 家から歩いて数分で行ける安全な場所や、指定された指定避難所、指定緊急避難場所に避難しましょう。

●避難するときは 火災の延焼を防ぐために、ドアや窓を閉めて避難しましょう。エレベーターは使わず、必ず階段を利用しましょう。

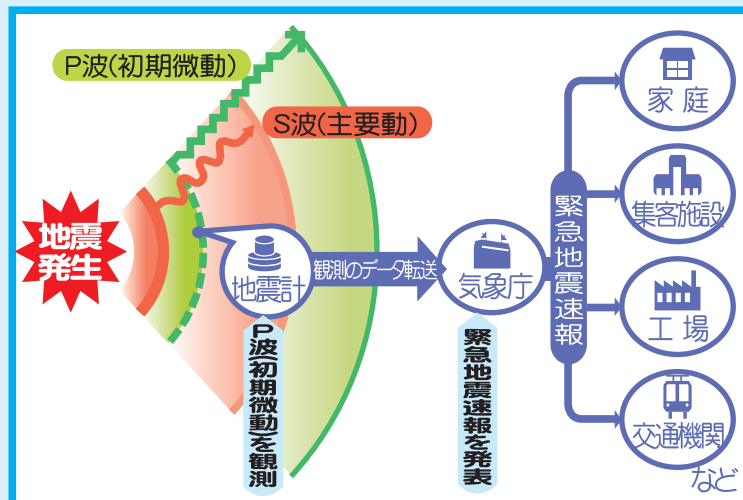
●避難経路は 最も安全と思われる経路とし、建物の倒壊などにより、道が通れない場合を想定して、複数の経路を考えておきましょう。

●避難時に危険が予想される場所は かけ崩れの起きやすい場所、堤防、上から物が落ちてくる可能性がある道路（屋外広告物等）ブロック塀・自動販売機の近くなどです。

●安全な場所は 広場、公園、空き地、田畑、上から物が落ちてこない場所です。

緊急地震速報

地震による強い揺れを事前（揺れる前）にお知らせするための情報です。



緊急地震速報は、地震により予想される震度が5弱を超えた時に発表され、テレビやラジオ、携帯電話やスマートフォンで報知音になります。受信端末などでは、利用者が独自に設定した基準を、予想する震度が超えたときに報知音になります。

風水害は気象情報に注意！

台風や豪雨の威力は計り知れません。事前の対策で被害を最小限に抑えることが大切です。

雨の降り方

(気象庁雨の強さと降り方より)

1 時間 30mm 以上、連続 100mm 以上の雨が降るときには、注意が必要です。



やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
1 時間に 10mm 以上～ 20mm 未満	1 時間に 20mm 以上～ 30mm 未満	1 時間に 30mm 以上～ 50mm 未満	1 時間に 50mm 以上～ 80mm 未満	1 時間に 80mm 以上～
ザーザーと降ります。 地面からはね返りで 足元が濡れます。 この程度の雨でも長く 続くときは注意が必要 です。	どしゃ降りです。 傘をさしても濡れ ます。側溝や下水、小 さな川があふれ、小規 模のがけ崩れが始まり ます。	バケツをひっくり返し たように降ります。道 路が川のようになりま す。山崩れ・がけ崩れ が起きやすくなり、危 険地帯では避難の準備 が必要です。	滝のように降ります。 水しぶきであたり一面 が白っぽくなり、視界 が悪くなります。土石 流が起こりやすく多く の災害が発生します。	息苦しくなるような 圧迫感があり、恐怖 を感じます。雨によ る大規模な災害が発 生する恐れが強く、 厳重な警戒が必要で す。

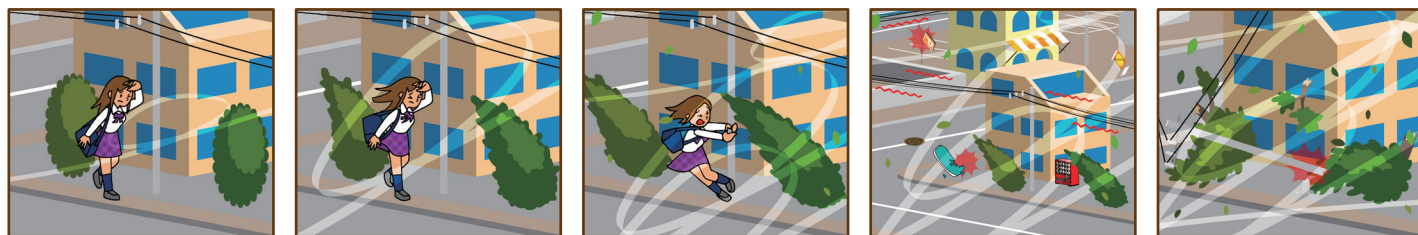
集中豪雨とは

集中豪雨とは、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降ることをいいます。集中豪雨はつゆの時期や台風のシーズンに発生しやすく、狭い地域に限定して起こる現象であるため、予測が難しい面があります。最近では 1 時間に 100mm 近い雨が降ることも珍しくなくなり、洪水やがけ崩れなどで大きな被害が出ることもあります。突発的で局地的な豪雨はゲリラ豪雨と呼ばれることもあります。



風の強さと吹き方

(気象庁風の強さと吹き方より)



(気象庁 提供)

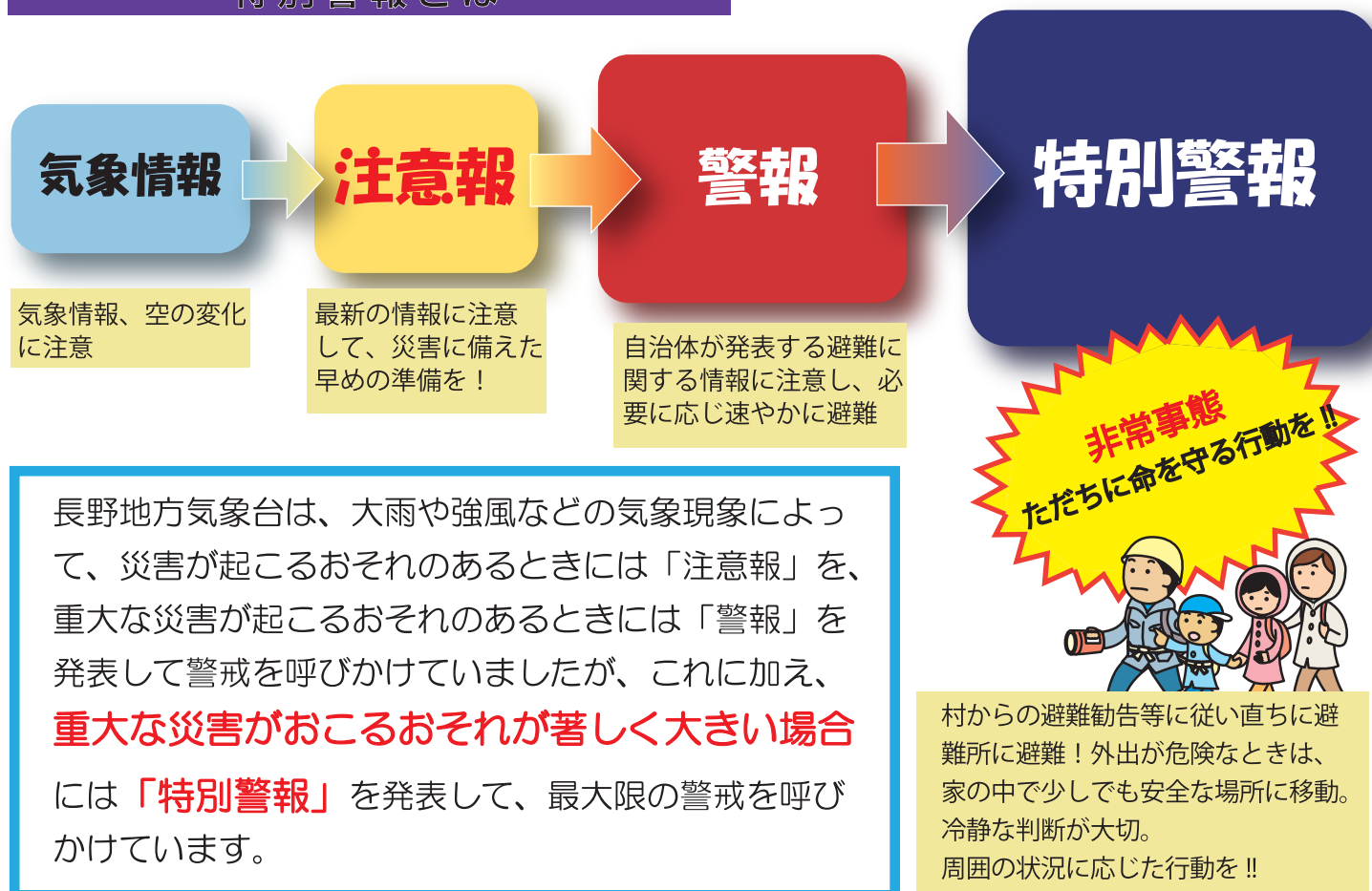
やや強い風		強い風		非常に強い風		猛烈な風			
風速 10m/s 以上 ～ 15m/s 未満		風速 15m/s 以上 ～ 20m/s 未満		風速 20m/s 以上 ～ 25m/s 未満		風速 25m/s 以上 ～ 30m/s 未満		風速 30m/s 以上 ～	
おおよそ ～ 50km/h		おおよそ ～ 70km/h		おおよそ ～ 90km/h		おおよそ ～ 110km/h		おおよそ 110km/h ～	
取りつけの不完全な看板やトタン板が飛び始める。樹木全体が揺れる。		風に向かって歩けない。転倒する人もでる。小枝が折れる。		しっかりと体を確保しないと転倒する。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。		立ってられない。樹木が根こそぎ倒れ始める。ブロック塀が壊れる。		屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる。	

※表に示した風速は 10 分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速の 1.5 倍から 3 倍以上になることがあります。

特別警報・警報・注意報

日頃から気象情報や空模様に注意をして、早目の行動をとることで自然災害による被害を最小限に抑えることができます。気象庁が発表する注意報や警報、特別警報などの気象情報に注意しましょう。

特別警報とは



特別警報基準

長野地方気象台が発表する特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。

これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。

普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

警戒レベル④で全員避難

警戒レベル5段階区分

<避難情報等>		<防災気象情報>	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報（例）】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとしましょう。	災害発生情報 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令 〔市町村が発令〕	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内 より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示（緊急） ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 〔市町村が発令〕	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。出典：内閣府

Q & A

防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら適切な避難行動をとってください。**

避難指示（緊急）は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません。**避難勧告が発令され次第、**避難指示（緊急）を待たずに速やかに避難をしてください。**

洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

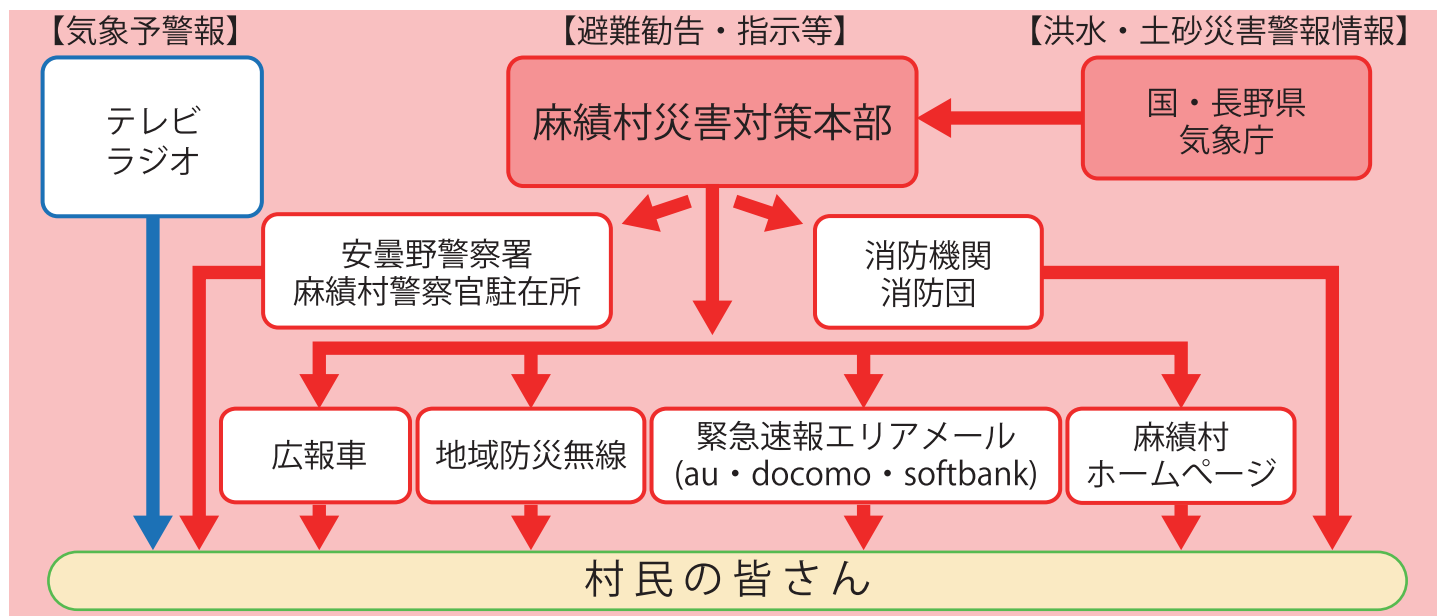
【警戒レベル5】ではすでに災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

情報の伝達

防災情報の伝達

防災情報は各機関から以下のような経路で伝達されています。村民の皆さんはテレビ・ラジオ・インターネットなどを活用して情報収集を行い、災害に備えてください。

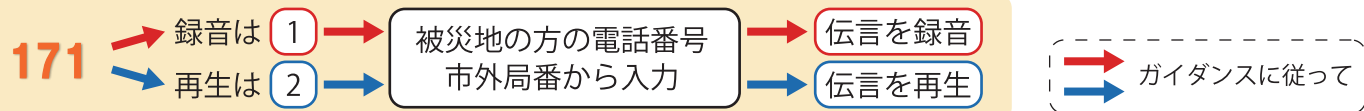


緊急連絡先一覧

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
麻績村役場	0263-67-3001	玉井 医院	0263-67-2231
麻績消防署	0263-67-2992	聖 歯 科	0263-67-3700
麻績村警察官駐在所	0263-67-2015	玉井 歯 科	0263-67-1182
中部電力パワーグリッド(株)安曇野(営)	0120-984-665		

災害用伝言ダイヤル「171」

- 災害用伝言ダイヤルは地震・豪雨などの災害の発生により被災地への通信が増加し、一般電話が繋がりにくい状況になった場合に提供が開始されます。
- 被災地内の方も被災地以外の方も利用できます。
被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を録音してください。
- 伝言の録音再生は、一般加入電話・公衆電話・携帯電話から利用できます。

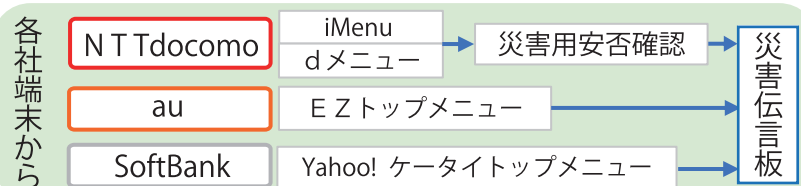


Web171 <https://www.web171.jp/>

- パソコンやスマートフォンなどから固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して伝言の登録・確認ができます。

災害伝言板（携帯・PC 用）

- 各携帯電話会社でも災害時に災害用伝言板が開設されます。



PC・他社携帯からの利用

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

<http://dengon.ezweb.ne.jp/>

<http://dengon.softbank.ne.jp/>

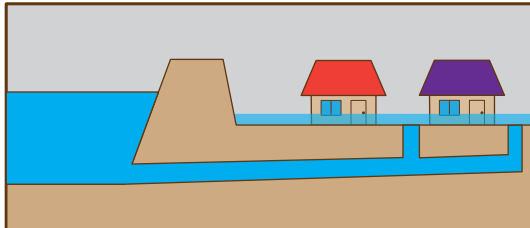
洪水に備えよう

水害について

毎年、梅雨期の大雨や台風などにより、平年の一ヶ月の雨量を超えるような雨が短時間で降ったり、台風による激しい雨のため河川の急激な増水により、水があふれ住宅や農地が浸水したり、堤防が決壊などして氾濫を起こします。自宅周辺の地形などを確認してどのような水害が起こるか予測し、備えておきましょう。

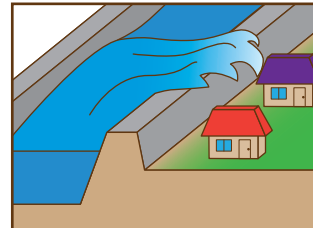
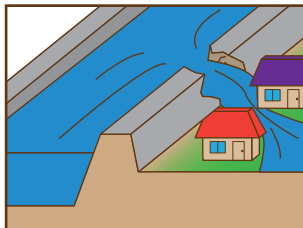
内水氾濫

大雨・豪雨の雨量が下水道、側溝、排水路の雨水の処理容量を上回り、土地・建物や道路、地下道などが水浸しになる現象です。



外水氾濫

外水氾濫（河川氾濫）とは、大雨の影響で河川の水位が上昇して堤防の高さを越えたり、堤防が決壊して水が勢いよくあふれ出す現象です。



河川災害の主な前兆現象

- 堤防の土が削られたり、護岸が崩れ始めた
- 堤防の側面から水があふれだした
- 増水が早く、水が堤防を越えそう
- 堤防にひび割れが生じた
- 本川の水位が上がり、支流に逆流を始めた

いざというときの行動の目安

いざというときのために、ハザードマップを見て周辺の洪水想定を参考に避難の目安を考えてみましょう。

※浸水想定区域図は、あくまで想定であり、自然災害が想定通りに発生するとは限りません。

洪水に対する行動

浸水想定 深さ		想定なし	50cm 未満	0.5～1.0m未満	1.0～2.0m未満	2.0～5.0m未満	5.0m以上
行動の 目安	避難の 必要性	避難しなければ ならない場合は少ない		避難しなければならない場合がある			早めの避難が必要
	備考	自宅にとどまった方が 安全である可能性が高い しかし、万が一のための 備えが必要		避難が遅れた場合などは自宅や 隣近所の2階以上の建物に待避 することが望ましい		避難が遅れた場合など は、近くの3階以上 の建物に待避した 方がいい場合もある	自宅にとどまることは危険 避難が遅れた場合は、近く の高層建物に待避すること が望ましい

避難時の心得

- 避難する前にガス・電気・火元のチェックをしましょう
- 家には安否情報や避難先のメモを残しましょう
- 長ぐつは使わず、はきなれたひも付きの運動靴やスニーカーで避難しましょう
- 車での避難は控え、徒歩での避難を心掛けましょう
- ご近所さんや避難が困難なお年寄りや子供に気を配り、なるべく集団で避難しましょう
- 浸水している場合は、長い棒などで安全を確かめながら歩きましょう

ポイント！

- ・ 浸水深が 0.5m(膝の高さ) 以上になったら避難は困難です。自宅や隣近所の上層階で救助を待ちましょう。
- ・ 浸水被害を最小限に抑えるために、土のうや水のうを用意しましょう。

水のう

トイレや洗面台などに置いておく効果的です。段ボールにいれ、並べて防水シートで覆うと堤防の代わりになります。

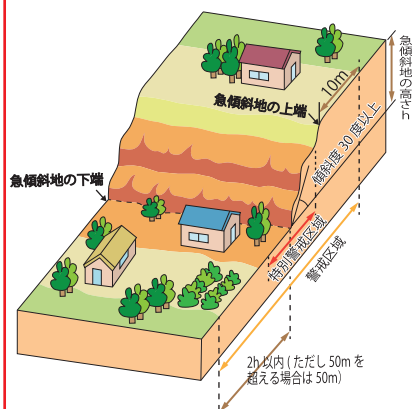


土砂災害を考えよう

土砂災害の種類を知ろう

土砂災害は、台風等の大雨や集中豪雨、地震などをきっかけとしてすさまじい破壊力をもつ土砂が、一瞬にして多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまう恐ろしい災害です。

がけ崩れ



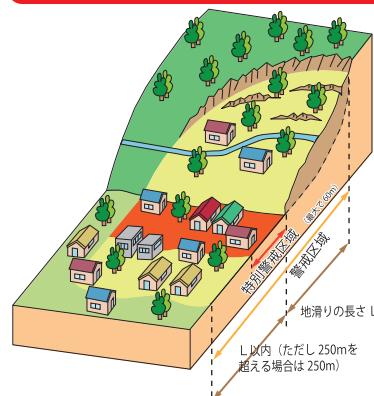
がけ崩れは、急な斜面で突発的に起こり、瞬時に崩れ落ちるため、避難が遅れがちになります。

土石流



土石流は、谷筋で起きますので、土砂などが水といっしょに流れ下り、スピードが速く大きな破壊力を持っています。

地すべり



地すべりは、一度に広い範囲の地盤が動き出しますので、速度はゆるやかですが、発生すると大きな被害をもたらします。

次のような前兆現象に注意し、危険を感じたら速やかに避難しましょう

- がけから水が湧き出る
- がけから小石がぼろぼろ落下
- 湧水が濁る
- がけに亀裂が発生
- 地鳴りがする

- 山鳴りがする
- 川が濁り、流木が発生
- 溪流内の転石の音
- 水位の急激な低下

- 地面のひび割れ・陥没
- 井戸や沢の水が濁る
- がけや斜面から水がふき出す
- 樹木が傾いたり倒れたりする
- 亀裂や段差が発生

土砂災害防止法の警戒区域・特別警戒区域について

土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」と呼びます。その中でも家屋を破壊し、人命に危害の恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」と呼んで区別しています。これらの区域は、長野県が砂防基礎調査を実施した後、市町村長の意見を聞きながら県知事が指定し、県民のみなさんに公示しています。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められている区域です。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。一定の開発行為の制限、建築物の構造規制などが行われます。

知っておきたい応急手当

大きな災害などの場合は、けが人などが同時に多発することが予想され、救急車がすぐ来るとは限りません。その場に居合わせた「あなた」の迅速な応急手当が尊い命を救います。まず、症状を確かめてから、勇気をもって応急処置を行いましょう。

AEDを使った一次救命処置の流れ

傷病者を発見！

手当て
傷病者を助けるために私たちのとるべき行動です

観察
適切な手当てのために必要な確認事項です

←周囲の安全確認をして近づきます
←大出血の有無を確認します

ない／不十分 →
ある／十分 →

1 反応の有無を確認



ある

応急手当
傷病者を楽な姿勢に保つ



2

- 119番通報する
- AEDを手配する



3

気道の確保

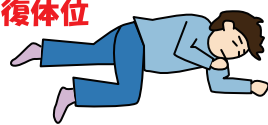


4 呼吸の確認



十分

回復体位



AEDまたは救急車の到着を待つ



★AED がもっと早く到着した場合は、除細動を優先して実施する（下図の AED 到着！以降の部分）

5

人工呼吸（2回）
※省略可能



不十分

心肺蘇生を中止

- 呼吸が回復
- 嫌がって動き出す
- うめき声を出す



6

心肺蘇生
30回の胸骨圧迫と
2回の人工呼吸の
サイクル（30：2）
AED 到着まで繰り返す



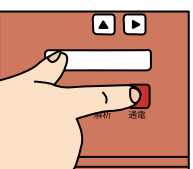
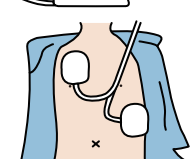
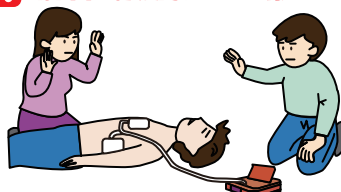
AED 到着！

7 AED の準備

8 ふたを開ける（電源が入る）

9 電極パッドを装着する

10 解析（傷病者から離れる）



11 AED の指示があれば電気ショック（傷病者から離れる）

12 電気ショック実施後または電気ショックが必要ないと判断された場合
心肺蘇生開始
胸骨圧迫と人工呼吸
（30：2）5 サイクル



5 サイクル
約 2 分後

救急隊到着または反応があるまで繰り返す

10 解析（傷病者から離れる）



●到着した救急隊に引き継ぐまでは電極パッドをはがさず、AEDの電源も入れたままにしておく。AEDは一定時間ごと（おおむね1分間）に心電図の解析を行うため、傷病者から離れるようにとの指示が出るので、出た場合にはそれに従う。

非常時持出品チェックリスト

非常時持出品の準備には「我が家の防災の日」を決めておき、家族全員が参加すれば防災意識が高まり必要なものを入れ忘れることもありません。また、みんなで分担して持てば重量も軽くできます。用意した非常袋は半年に1回程度、定期的に中身をチェックし、期限切れのものは入れ替えましょう。

一 次 持 出 品

「一次持出品」とは、避難時にすぐに持ち出すべき必要最低限の備えで、主に被災時・非常時の最初の1日間をしのぐための物品です。避難する時に持ち出すものはあまり欲張りすぎず、男性で15kg、女性で10kg程度の重さを目安にしましょう。

貴重品

- ☐ 現金（小銭を含む）
※公衆電話用の10円玉、100円玉
- ☐ 預金通帳 ☐ カード類 ☐ 印鑑
- ☐ 証書類（銀行口座番号・生命保険契約番号など）
- ☐ 健康保険証・母子健康手帳
- ☐ 身分証明書（運転免許証・パスポートなど）
- ☐ 車・家などのカギ
- ☐ 予備の眼鏡・コンタクトレンズなど

救急用具

- ☐ 傷薬 ☐ 包帯
- ☐ ばんそうこう
- ☐ 常備薬（風邪薬・胃腸薬など）
- ☐ 持病薬 ☐ お薬手帳

非常食関係

- ☐ カンパン
- ☐ 缶詰
- ☐ 飲料水
- ☐ 紙皿など食器・缶切り
- ※避難時に持出せる最小限の量で調理不要のもの

生活用品

- ☐ ハンカチ ☐ ティッシュ
- ☐ 万能ナイフ ☐ マッチ・ライター
- ☐ ガムテープ ☐ タオル
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ 洗面用品 ☐ 裁縫用具 ☐ 筆記用具

避難用具

- ☐ 懐中電灯 ☐ ろうそく
- ☐ 携帯ラジオ ☐ 予備電池
- ☐ ヘルメット
- ☐ 軍手・手袋

衣類

- ☐ 下着 ☐ 着替え ☐ 雨具
- ☐ 防寒着 ☐ 防寒用保温シート

準備のポイント

- 一人に一個の非常時持出袋を用意しましょう
- 非常時持出袋は何箇所かに分散して保管しましょう
- 避難の妨げにならないように、軽くコンパクトにまとめましょう

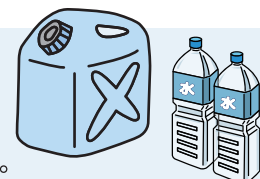


二 次 持 出 品

「二次持出品」とは、災害後数日を自活するために持ち出すもので、避難した後で少し余裕ができてから安全を確認して自宅へ戻り、避難所へ持ち出したり、または自宅で避難生活を送るうえで必要なものです。家族1人あたり3日分を用意しましょう。

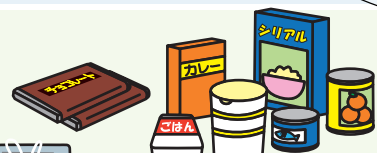
飲料水

- ☐ 大人1人あたり1日3ℓは最低限必要
- ☐ 非常用給水袋（ポリタンク）
家族全員分をポリタンクなどに溜めておき、沸かして飲みましょう。
このほか、炊事・洗濯・トイレなどに使う生活用水の確保も忘れずに行いましょう。



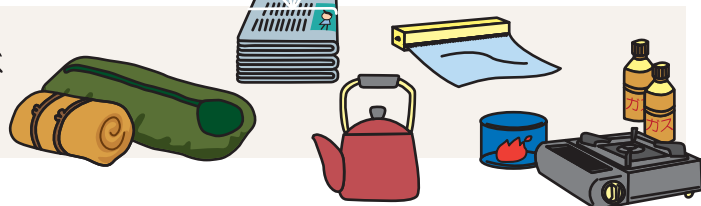
食料品

- ☐ カンパン ☐ 缶詰 ☐ レトルト食品
- ☐ ビスケット ☐ 切り餅 ☐ カップラーメン
- ☐ チョコレート ☐ あめ ☐ 調味料（塩など）
- ※そのまま、または簡単な調理で食べられるもの



その他

- ☐ 寝具 ☐ ビニール袋 ☐ キッチン用ラップ
- ☐ 新聞紙 ☐ 鍋・やかん ☐ 卓上コンロ・ガスボンベ
- ☐ 皿・コップ（紙・ステンレスなど）・わり箸
- ☐ 暖房器具・使い捨てカイロ ☐ ポータブル充電器



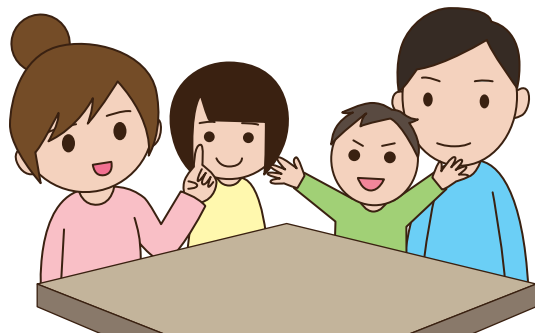
準備のポイント

- 生理用品・介護用品・赤ちゃん用品など、状況に応じて必要なものを用意しましょう
- 自分や家族に必要なものの優先順位を決めて準備しましょう

日頃の備え

我が家の防災会議

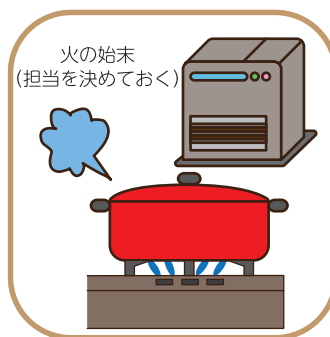
家族の防災意識を高めるために家庭で防災会議を開きましょう。定期的な話し合いの積み重ねでいざというときに適切な行動がとれるようになります。また、家族単位だけでなく、ご近所同士でも話し合いの場がもてれば一層心強いですね。



防災会議のテーマ

- 非常時の家族同士の連絡方法
- 家族がバラバラに離れているときに発生したら
- 家族がバラバラに離れているときの連絡方法
- 避難所とそこへ行く道順など

家族防災マニュアルを作成しておきましょう



我が家の防災メモ

名前		電話		我が家の避難場所	
住所				家族の集合場所	

家族・親戚等の連絡先	名 前		勤務先・学校等		電話番号		メ モ	
家族の救急用データ	名 前	生年月日	血液型	アレルギー	常備薬	病 気		

避難所について

いざというときの為に避難する場所について知っておきましょう。

● 指定緊急避難場所と指定避難所の違い

指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として**住民等が緊急に避難**する際の避難先として位置付けるものですが、**指定避難所**は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで**必要な期間滞在**し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が**一時的に滞在**することを目的とした施設です。

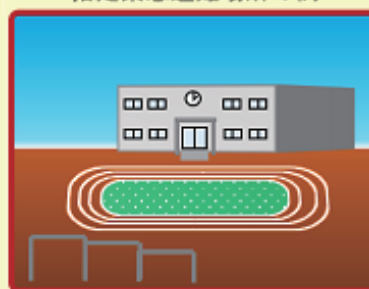
○指定緊急避難場所 (国土地理院のウェブ地図上で公開)
災害の危険から**命を守るために緊急的に避難**をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の**災害種別ごとに指定**

【指定緊急避難場所のイメージ】



対象とする災害に
対し、安全な構造で
ある堅牢な建築物

土砂災害に対する
指定緊急避難場所の例



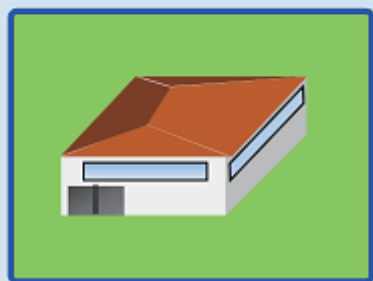
地震、大規模な火事等に対する
指定緊急避難場所の例

対象とする災害の
危険が及ばない学
校のグラウンド・駐
車場等

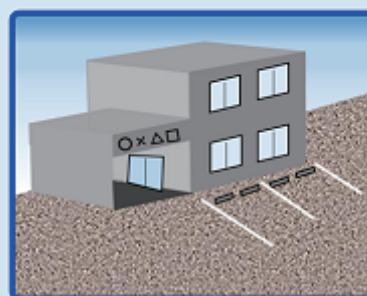
○指定避難所

災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで**必要な期間滞在**し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が**一時的に滞在**することを想定した施設

【指定避難所のイメージ】



学校・体育館
等の施設



公民館等の
公共施設

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>)

※冊子の裏面に「指定避難所」「指定緊急避難場所」が記載してあります。確認しておきましょう。

● 福祉避難所

「福祉避難所」とは、災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難施設です。

避難所・避難場所

指定避難所

「指定避難所」とは、災害の危険性があり、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在ができる、または災害により家に戻れなくなった住民などの生命が一時的に滞在できる施設です。

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	麻績小学校体育館	麻 3863	0263-67-2021
2	筑北中学校体育館	麻 4631	67-2032
3	麻績村ゆりの木公園テレワークセンター	日 6286	—
4	麻績村体育館	麻 8447	67-2665
5	麻績村地域交流センター	麻 3836	67-2240
6	女淵・砂原公民館	麻 390-1	67-4554
7	野口公民館	麻 1209	67-2243
8	下井堀公民館	麻 3046	67-4277
9	矢倉公民館	麻 1670-1	67-3021
10	叶里・高畑公民館	麻 3623-2	67-4012
11	天王公民館	麻 3265-38	—
12	西麻績公民館	麻 8898-7	—
13	上町公民館	麻 8338-1	67-3013
14	中町公民館	麻 8242	67-3349
15	明治町公民館	麻 3881-7	67-4646
16	本町公民館	麻 8268-1	67-3455
17	宮本公民館	麻 4371-4	67-4225
18	梶浦公民館	麻 4978	67-4210
19	市野川公民館	麻 6930-4	67-4728
20	桑関公民館	日 7550	—
21	高公民館	日 6650-□	67-3703
22	西之久保公民館	日 5401-3	—
23	和合・下田公民館	日 4777	67-4441
24	中芝公民館	日 3904-2	—
25	野田沢公民館	日 3303	67-2820
26	上井堀公民館	日 751-1	—

指定緊急避難場所

「指定緊急避難場所」とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や土砂災害など異常な種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設です。

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	麻績小学校校庭	麻 3863	67-2021
2	筑北中学校校庭（物資輸送拠点）	麻 4631	67-2032
3	旧日向小学校校庭	日 6286	—
4	麻績村総合グラウンド（ヘリポート指定箇所）	麻 8425	67-2665